



# アスクラロ沼津サックスサポートデー開催のお知らせ

問合せ先 生涯学習課社会教育係 ☎5055

市とパートナーシップ協定を締結しているアスクラロ沼津（サッカーJ3リーグ所属）が、パートナー自治体を対象としたサックスサポートデーを開催します。

市内に在住、在学、在勤している方は、対象試合への無料招待やチケットの優待を受けられます。

## 対象試合

10月1日（日）

いわてグルージャ盛岡戦 14時キックオフ

## 席種

A芝生席（ホーム側）…無料

S自由席…500円（※通常2,500円から割引）



## 試合会場

〒410-0001 静岡県沼津市足高202

県営愛鷹広域公園多目的競技場



## 申込方法

下記QRコードよりお申込みください。  
（※別途、JリーグIDの登録が必要になります。）



## グローバルCITYプロジェクト関連事業

### 「しょういん探検隊」

市内の吉田松陰関連史跡を見学しながら散策します。  
（吉田松陰寓居処、柿崎弁天島、松蔭の小径、福浦など）  
※移動は市マイクロバス、まどが浜～弁天島は徒歩での移動となります。

開催日 10月8日（日）（予備日10月9日（月祝））

時間 9時30分～12時 ※受付9時15分から

場所 中央公民館（集合・解散場所）

対象 市内在学の小学生（保護者同伴可）

※低学年は保護者同伴必須

参加費 無料

定員 20名（保護者含む）

持ち物 帽子、水筒、簡単な筆記用具、リュック、歩きやすい服装

※1時間程度の散策があるため、各自暑さ対策をお願いします。

申込方法

下記問合せ先にご連絡ください。



申込期間

9月11日（日）から受付開始、先着順となります。

申込・問合せ先

生涯学習課社会教育係 ☎5055

## 自然体験教室

### 「伐っていかそう 伊豆の竹 -竹の間伐とものづくり-」

開催日 11月12日（日）

時間 10時～14時（小雨時10時～13時）

場所 東京大学樹芸研究所（南伊豆町）

※9時15分に中央公民館集合、市マイクロバスで移動

対象 10組20名（先着順、小学生は保護者同伴）

内容 竹の間伐・工作、ジビエ（イノシシ汁）の試食

参加費 500円（資料・材料代・保険料）

持ち物 お弁当（おにぎり等）、飲み物、手袋、タオル、必要に応じて雨具

服装 長そで、長ズボン、長靴



申込方法

下記QRコード、又は問合せ先までご連絡ください。



申込 QR コード



申込期間

9月4日（月）～10月6日（金）

※定員に達した時点で、募集は終了させていただきます。

申込・問合せ先

生涯学習課社会教育係 ☎5055

## 「ビッグシャワー」から「アロハシャワー」に生まれ変わります！ ～秋の海で癒されよう～

2019年まで行われてきた「海洋浴の祭典ビッグシャワー」は、新たなイベント「アロハシャワー」として生まれ変わります！

会場となる「吉佐美大浜海水浴場」には、自然を愛するフラガール達が集合し、優れた水質のきれいな海をバックに、天然の白い砂浜の上に作られる特設ステージで、波の音、太陽の光、清浄な潮風を浴びながら、「花や風や海への自然・愛・感謝」を表現します。

加えて「海洋浴の祭典ビッグシャワー」の目的でもあった、海の恵みを利用した健康づくり法（海洋浴）をアロハシャワー実行委員会は引き続き進めていきます。

「ビーチフラ、ビーチヨガ、サーフィンスクール」といった海洋浴アクティビティのほか、「浜辺の花火大会、大露店市」など様々な内容も予定しています。

※イベント運営・会場周辺の交通安全を目的に、車でお越しの皆さまに協力金をお願いします。  
（普通自動車1,000円、二輪車500円 / 1回）

9月30日（土）～10月1日（日）  
場所：吉佐美大浜海水浴場



市観光協会ホームページ QRコード



公式YouTube QRコード

問合せ先 下田市観光協会 ☎1531

### 助けあい、支えあう 「年金」こそ とても大事

年金は老後のためだけじゃない  
～障害年金について～

年金という「老齢年金」のイメージがありますが、現役世代の方でも、病気やけがなどで障害が残ったときに、「障害年金」が支給されることがあります。

障害年金には、「障害基礎年金」「障害厚生年金」があります。障害の原因となった病気の初診日（最初に診療を受けた日）に、どの年金制度に加入していたかによって、受給する障害年金の種類が決まります（初診日が国民年金に加入中の場合は、障害基礎年金になります）。

【次の条件を全て満たしているときは、障害基礎年金を受給できます】  
◎20歳66歳で国民年金に加入しているときや、20歳前又は60歳65歳で厚生年金に加入していない期間に、障害の原因となった病気やけがの初診日がある。

◎病気やけがによる障害の程度が、障害認定日（※）又は20歳に達したときに、障害年金の1級又は2級の状態になっている（障害者手帳の級とは異なります）。

※障害認定日とは、障害の程度を定める日、初診日から1年6か月が経過した日、又は1年6か月以内はその病気やけがの症状が変わらなくなった（固定した）場合はその日。

◎初診日の月の前々月までの年金加入期間で、年金を納めた期間と免除を受けた期間が3分の2以上ある、又は初診日の前々月までの直近1年間の年金加入期間に保険料の未納期間がない。

※20歳前に初診日がある場合は、納付の条件はありません。  
【よくある質問】  
Q 通院を始めてから遡って未納期間の国民年金保険料を納付しても、障害基礎年金は受けられますか？  
A 受けられません。納付要件は、初診日の時点の状態を確認します。  
問合せ先  
市民保健課国民年金係  
（窓口③） ☎3922